

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算

介護の人材確保のため従来の処遇改善加算に加え更なる処遇改善を進める目的で設けられた加算です。一定の基準により、介護職員以外の処遇改善も可能です。

令和4年度

特定処遇改善加算の取得期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

職員の賃金改善期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日

当法人の加算取得状況

事業所名	サービス種類	加算の区分
特別養護老人ホーム恵風苑	介護老人福祉施設	特定処遇改善加算（Ⅰ）
恵風苑ショートステイ	(介護予防)短期入所生活介護	特定処遇改善加算（Ⅰ）
恵風苑デイサービスセンター	通所介護	特定処遇改善加算（Ⅰ）
恵風苑デイサービスセンター	介護予防型通所サービス	特定処遇改善加算（Ⅰ）

賃金改善を行う職員の範囲

・経験・技能のある介護職員

介護福祉士の資格を有し、当法人において勤続年数10年以上の介護職員

介護福祉士の資格を有し、主任・副主任以上の役職である介護職員

・その他の介護職員

介護福祉士の資格を有し、当法人において勤続年数10年未満の介護職員

・その他の職種の職員

介護職員以外の職員で、対象となる職員

支給方法

特定改善手当として支給します。

介護職員等特定処遇改善加算取得に係る職場環境等の要件についての取組

入職促進に向けた取組	・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催による職業魅力度の取組の実施
資質向上等に向けた支援	・エルダー・メンター（仕事やメンタル面サポート等をする担当者）制度の導入
両立支援等の推進	・有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・全職員に対する、健康診断・ストレスチェックの実施 ・健康や医療メンタル等に関する電話相談サービス利用制度の導入
生産性向上等、業務改善取組	・5S活動等の実践による職場環境の整備
やりがい等の醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による、介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善